



第 38 号

森 順美
KCCN 理事・事務局
消費生活相談員

ヒューマンセキュリティから捉えた消費者問題
～エシカル消費を考える～

2016年ACAP消費者問題に関する「わたしの提言」で入選賞を頂きました。

この度、公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)開催の論文賞である「第32回消費者問題に関するわたしの提言」でのテーマ「エシカル消費を考える」に応募し、入選賞を頂きました。

私は、消費生活相談員として、都道府県の消費生活センターで消費者被害救済の最前線で働いている一方で、消費者教育という面から言えば適格消費者団体の理事として、大学等に講義に行かせて頂いています。大学等においては、消費者契約とは何かや、法律知識、消費者被害の実態とその対処方法を伝えることも重要です。しかし、それに加えて一人の消費者として自らが何ができるのかという観点から消費者市民社会、エシカル消費等について共に考えていくことも重要であると思っています。

今回の論文では、まずエシカル消費とは何かについて、ヒューマンセキュリティーという側面から消費者問題を捉え、消費者市民社会とエシカル消費との関係性について整理しました。次に、消費者に対して、「エシカル消費しよう。」と宣言すれば一定の価値観の押し付けにならないのかという側面から、日本国憲法や立憲主義の観点から考察し、消費者教育の在り方について述べています。さらに、京都府が府民を対象に行った「エシカル消費(倫理的消費)・商品等に関する意識行動調査」の報告書を基に、エシカル消費をするための行動に移せない原因を明らかにし、行動に移すためには、どういった教育が必要で、またどのような社会を構築する必要があるのかについて考え、3つの提言をさせて頂いています。

私の論文は、下記のACAPのHPからご覧いただけます。

<http://www.acap.or.jp/kyoikukikan/teigen.html>

本論文を通して、皆様が消費者として、消費者市民社会とは何か、エシカル消費とは何か、消費者問題とは何か、について考えて下さるきっかけとなれば幸いです。

私は、消費者被害救済と消費者教育は車の両輪であると考えています。消費者教育という側面において最終的には、悪質商法を行う事業者を経済社会から排除させる力を持ちうる存在に消費者を育てる必要があると思っています。今後も、そのための活動を積極的に行っていきますので、よろしくお願い致します。
(2017年4月)